

請求書の押印省略に関するQ&A

番号	質問	回答
I 対象となるもの		
1	押印が省略できる請求書はどのような請求書ですか。	令和6年1月1日以降の日付で提出される請求書が対象となります。ただし、次の請求書は引き続き押印を省略することはできません。 ・法令、規則、要綱等で押印が定められているもの ・「太田市補助金等に関する規則」に基づくもの 具体的な押印省略の可否は、市担当部署に確認してください。
2	請求書以外の書類についても押印を省略できますか。	契約書、請書、見積書、完了(完成)届、委任状は引き続き押印を省略することはできません。納品書への押印は省略できます。申請書等その他の書類については担当部署にお問い合わせください。
3	従来どおり、請求書に押印したものを提出してもよいですか。	押印された請求書の取扱いに変更はありません。
II 押印省略の方法(法人・各種団体・個人事業主)		
4	押印省略する場合の方法を教えてください。	次のいずれかの記載がある場合は、請求書の押印を省略することができます。 ・請求書に「担当者の氏名及び連絡先電話番号」の記載があるもの(請求内容の確認のため、連絡させていただくことがあります) ・請求書に適格請求書発行事業者登録番号の記載があるもの
5	番号4中の「担当者」とは誰ですか。	請求書に関する事務を担当される方を指します。
6	代表者と担当者が同じ場合、どのように記載すればよいですか。	代表者と担当者が同じ場合でも、「代表者氏名」と「担当者氏名」をそれぞれ記載してください。
7	会社の連絡先と「担当者連絡先」が同じ場合、「担当者連絡先」は省略できますか。	省略できます。
8	「担当者氏名」は、苗字のみの記載でもよいですか。	フルネームで記載してください。
9	「担当者の氏名及び連絡先電話番号」の記載は手書きでもよいですか。	可能です。ただし、消せる筆記用具では記載できません。
III 押印省略の方法(個人)		
10	押印省略する場合の方法を教えてください。	請求書に連絡先電話番号の記載があるものは押印を省略することができます。(請求内容の確認のため、連絡させていただくことがあります)
IV 電子メール等による提出関連		
11	押印を省略した請求書は電子メールで提出できますか。	電子メールによる提出も可能です。請求書は改ざん防止のためPDF形式の添付ファイルとし、内容が鮮明に読み取れるものとしてください。また、提出後は、担当部署に受信確認の連絡をしてください。送信先メールアドレスについては、担当部署にご確認ください。
12	電子メールで提出する場合、「担当者の氏名及び連絡先電話番号」は必ず請求書の書類中に記載しなければならないのですか。	「担当者の氏名及び連絡先電話番号」を請求書に記載することが難しい場合は、メール本文に「担当者の氏名及び連絡先電話番号」を記載してください。
13	押印を省略した請求書はFAXでも提出できますか。	可能です。ただし、請求書の内容が鮮明に読み取れるものとし、提出後は、担当部署に受信確認の連絡をしてください。
14	押印した請求書をメールやFAXで提出することも可能ですか。	可能です。ただし、押印を省略した場合と同様「担当者の氏名及び連絡先電話番号」もしくは「適格請求書発行事業者登録番号」の記載が必要となります。提出後は、担当部署に受信確認の連絡をしてください。
V その他		
15	押印を省略した請求書の内容に訂正がある場合、どのようにしたらよいですか。	原則として請求書の差替えをお願いします。お手数ですが、請求書の再度の作成をお願いします。